

1 はじめに ～いじめについての基本的な考え方～

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策基本法第2条）

（1）学校の現状と課題

本校の児童の日常生活の様子から見えてくる課題として、宿題の未提出・忘れ物が多い・遅刻や欠席が多い・言動の乱れなどがある。また、様々な要因で自尊感情が育っていないために、自信を持って自分のことを伝えられない児童がいる。どの児童にも「生きる力（自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力）」をつけていくことが課題である。

（2）学校の基本的な認識

いじめは大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを、教職員が認識し、ささいな兆候で会っても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを軽視することなく、いじめを積極的に認知することが大切である。いじめの基本的な認識として以下のことが挙げられる。

- ・いじめは人間として絶対に許されない行為である。
- ・いじめ問題では、いじめられた児童の立場に立った指導を行う。
- ・いじめ問題は、関係者が一丸となって取り組むことが重要である。

（3）いじめ防止等に向かう学校の姿勢

学校として

- ・いじめを許さない、見過ごさない学級・学年・学校づくり等、未然防止に努める。
- ・いじめの早期発見、早期解決に向けて、様々な手段を講じる。
- ・いじめの早期の適切な対応のために、当該児童の安全を保障するとともに、指導体制を整え、解決に向けて家庭と連携して取り組む。
- ・学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力して、事後指導にあたる。

以上の姿勢を持っていじめ防止等に向かう。

2 いじめを「未然に防止」するための取り組み

学校にいる児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気になるように、学校全体で取り組むようにする。また、教師はわかりやすい授業、特別支援の視点に立った環境作りに心がけ、児童に基礎基本の定着を図るとともに、達成感や成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努めていく。また、いじめは絶対に許されないことであるという認識を全児童が意識し、行動できるように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをするにしても、傍観者としていじめに加担していることを知らせていく。

- ・わかる授業づくり
- ・学習規律の徹底

- ・誰もが認め合える学級づくり
- ・人権教育、道徳教育の推進

(1) 日々の授業改善・教員の人権意識向上を目指す校内研修の充実

- ・特別支援教育の視点を取り入れた教室環境作りに努める。
- ・人権参観日の公開授業や、支部人権教育研修会等を通して、人権教育を推進する。
- ・長期休業中の人権研修に参加したり、講師を招聘し職員研修を実施したりすることにより、人権意識を高める。
- ・特別支援教育の研修を通して、支援を要する児童について支援方法を考えていく。

(2) いじめを予防する相談体制の整備

- ・職員会の「児童理解」のコーナーで、児童についての問題事例について、さらには支援を要する児童について、現状や困っていること等の情報交換を行い、教職員全体で共通理解を図る。
- ・校内支援委員会で、支援の必要な児童への対応について、チーム支援の方法を取り入れ、対応していく。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも連絡を密にし、常に情報交換できるようにする。

(3) 子どもの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

- ・日々の授業の中や学級で生活している中で、お互いに認め合える関係作りをしていく。そして、友達の頑張りやいいところを伝え合う場（帰りの会等）を設定し、共感していく。
- ・縦割り班掃除や6年生を送る会、1年生を迎える会等、特別活動の中で、上級生のリーダー性や自尊感情を育むようにしていく。

(4) 「いじめ防止」について、子ども・保護者・地域と共に学ぶ、広報・啓発活動の推進

- ・学級懇談で学級での取り組みや学校生活の様子を知らせる。
- ・地域連携の会等で学校の取り組みを知らせていくと共に、地域の方々の意見を聞き、学校教育活動に反映させていくようにする。
- ・学校通信でも学校教育活動を知らせていく。

3 いじめの「早期発見」「早期解決」に向けての取り組み

(1) いじめの早期発見のために講じる手立て

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つようにする。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むようにする。

日記や連絡帳の活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。気になることがあれば、教育相談や家庭訪問を実施し、迅速に対応するようにする。

いじめアンケートやQU、あったかアンケートを実施し、児童の実態の把握に努めるようにする。

(2) いじめの早期発見のための組織的な対応

- ・いじめ問題を発見したときは、学級担任だけで抱え込むことなく、学年さらには他の教員も対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。
- ・周りでいじめを助長させている児童、さらには傍観者の立場にいる児童にも、いじているのと同様であるということを指導する。
- ・学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ・いじめられている児童の心の傷を癒やすために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携をとりながら指導を行っていく。

(3) 家庭や地域・関係機関と連携した取り組み

- ・授業参観や懇談会等で保護者と情報を交換する。
- ・PTA の各種会議や学校便り等でいじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・児童館とも連絡を取り合い、児童館で気になる児童の様子について情報を交換する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織（いじめ防止・対策委員会）

(1) いじめの未然防止・早期発見に取り組むための常時的活動計画

- ・6月と11月にいじめアンケートを実施し、アンケートよりいじめを確認する。
- ・7月にQUを実施し、集計をしていじめのサインになるものを確認する。
- ・10月にあったかアンケートを実施し、集計をしていじめのサインになるものを確認する。
- ・学級担任をはじめ、専科の教員等すべての教職員が子どものいじめのサインを見落とさないように関わっていくとともに、職員会では児童のことについて常に情報交換ができるようにする。

(2) いじめが疑われる事案が生じたときの組織的対応（人権主任が中心となって）

- ①学級担任、学年の教員、いじめられている児童が関わっている授業の教員、人権主任、生徒指導部長、管理職、養護教諭等がいじめられている児童から話を聞く。
 - ・全力で取り組むこと、守りきることを伝え、安心感を持たせる。
 - ・先入観を持たずに聞き、勝手な解釈や批判をしない。
 - ・早急に聞き出そうとせず、本人からの話をじっくり待つ。
- ②学級担任、学年の教員、いじめられている児童が関わっている授業の教員、人権主任、生徒指導部長、管理職、養護教諭等が他の児童（いじている児童、周りで見ていた人）から話を聞く。
 - ・事実について受容的に聞く。
 - ・自己中心的な言い分や主張に巻き込まれないようにする。
 - ・何がいじめなのか、なぜいけないのかを理解させる。
 - ・叱責、説教は極力控える。
 - ・情報を持ち寄って整理し、事実の再確認をする。
- ③いじめられている児童といじている児童の話を合わせて、事実確認をする。
- ④いじめられている児童の保護者に連絡をする。
 - ・事実関係を正確に保護者に伝える。
 - ・当事者にどのような指導をしたかについて伝える。
 - ・今後どのように学級指導をしていくかについて伝える。
- ⑤いじている児童の保護者に連絡をする。

- ・事実関係を正確に保護者に伝える。
- ・当事者にどのような指導をしたかについて伝える。
- ・今後どのように学級指導をしていくかについて伝える。

⑥いじめられている児童と保護者、いじめている児童と保護者を会わせて、謝罪の場を設ける。

⑦学級指導をする

- ・いじめをしている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめをしていることをやめさせる。
- ・いじめることが、どれだけ相手を傷つけ、苦しめているかに気づかせるような指導を行う。

(3) 家庭や地域・関係機関と連携した活動

いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。

- ・いじめられている児童に関しては、いじめの事実がわかった時点で、保護者に一報を入れる。
- ・いじめに関わった児童に関しては、ほぼいじめの全体像をつかんだ時点で、保護者に速やかに事実を説明する。
- ・いじめられている児童を守り通すという観点から、状況によっては別室登校させるなど、保護者と相談しながら弾力的に対応する。
- ・場合によっては専門機関・関係機関を活用する。

【関係機関】

人権・こども支援課	832-9468	高知市少年補導センター	824-6671
高知県中央児童相談所	866-6791	高知南警察署生活安全課	834-0110
高知市教育研究所	823-4497	高知市教育委員会学校教育課	823-9479

5 方針や取り組みの検証と評価について

いじめ発見チェックリストを活用し、いじめの早期発見に努めている。